資料５

画像を含む意匠の審査運用案について（案）

１．背景

（１）操作のための画像を含む意匠の保護に至る経緯

近年の情報技術の進展等に伴い、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を画面上の電子的な画像に置き換える等し、この画面上に表示された画像を操作する機器が増加してきた。このような操作のための画像は機器の有する機能等を使いやすく、分かりやすくするものであり、美しさ等についても配慮されたものであることから、需要者が製品を購入する際の重要な判断要素となっており、企業においてもこの種操作画像の創作に対する投資の重要性が増大していた。

このような情勢を踏まえ、「意匠法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号）」（以下、平成 18 年改正意匠法）により、物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像を含むものであって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが意匠法にいう工業上利用することができる意匠となり得ることとなった[1]。

（２）意匠法第２条２項に規定する画像を含む意匠についての審査基準の策定

平成 18 年改正意匠法の施行により、物品の機能を発揮するための操作に使用される画像が新たに保護されることとなった。この保護について、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「意匠制度の在り方について」において運用の明確化が指摘されていること等を踏まえ、平成 18 年改正意匠法に対応した意匠審査基準の改正について検討を行い、平成 19 年 2 月から 3 月にかけてパブリックコメントにより意見聴取を行い、平成 19 年 4 月に、意匠審査基準第 7 部第 4 章「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」として公開を行った。

（３）基準策定後に寄せられた意見等

平成 19 年 4 月の意匠審査基準公開後、当該基準は審査官が審査を行う際だけでなく、出願人等が画像を含む意匠の出願を行う際にも、参考資料として活用されている。その活用されていく中で、現在の意匠審査基準の記載では、語句

[1] 平成 18 年改正意匠法施行前は、デジタル時計の表示部や携帯電話の初期メニュー画面のように、物品の成立性に照らして不可欠な画像で、物品自体の有する機能表示により表示されている画像のみが、工業上利用できる意匠として運用上保護されていた。

の解釈やどこまでが一意匠と認められるか等の点で、明確でない点がいくつかあり、これらの点について、画像を含む意匠に関する審査基準を改定する等により、内容をより明確にすることを望む意見が強い。

２．審査基準の策定の方向性

画像を含む意匠については、意匠法第２条第２項に「(略) 物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」とある通り、意匠に含まれる画像自体が保護対象とされるのではなく、画像はあくまでも物品の部分として意匠法で保護される。このため、画像を含む意匠は、18 年意匠法改正以前から運用上保護されてきた、液晶表示部等に表示される図形等に加え、新たに意匠法第２条第２項にいう画像を含む意匠が拡充されたものといえる。

また、平成 19 年 4 月の意匠審査基準公開後に寄せられた意見等について、公開された基準の内容をより明確にしてほしい、という意見は多く寄せられているものの、公開された基準の内容が、法令の規定と反している等の指摘は寄せられていない。

したがって、今回検討する審査基準の改訂については、現在の審査基準の内容を拡充し、運用の指針をより明確にすることとする。

３．各論点について

平成 19 年 4 月の意匠審査基準公開後に寄せられた意見の中で、特に意見が多かった点として、第２条第２項に新たに規定された語句の解釈及び画像を含む意匠についての一意匠一出願の考え方が挙げられる。これらの論点について、現在の基準の規定における問題点を踏まえ、補足を行うことを検討する。

（１）論点１：第２条第２項に新たに規定された語句の解釈

①第２条第２項にいう物品の「その機能」とは

【現在の基準の規定】

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準 74.1（３）において、『「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。(以下略)』と記載されている。

【問題の所在】

現在の基準の規定においては、事例が提示されていないことから、「当該物品から一般的に想定できる機能」について理解しがたく、特に、複数の機能を有する物品について、その複合した一つの機能が「当該物品から一般的に想定できる機能」であるのか、それぞれの機能について、「当該物品から一般的に想定できる機能」といえるのか、という点の判断が困難との指摘がある。

【対応の方向】

74.1　意匠法第２条第２項に規定する画像について

（略）

（１）及び（２）略

（３）当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること

「その機能」とは、当該物品（意匠に係る物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、「その機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ複合物品は、それぞれの機能が「その機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が「その機能」といえる。

なお、当該物品から一般的に想定できない機能が付加された意匠については、当該物品から一般的に想定できる機能及び願書の記載等で明らかにされた（一般に想定できない）機能が、「その機能」と認められる。

したがって、物品~~の本来的な~~から一般に想定される機能又は願書の記載等で明らかにされた機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第２条第２項に規定する保護の対象とならない。

（注）以下略

（説明）

まず、「当該物品から一般的に想定できる機能」の理解を助けるために、例えば、『「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、「その機能」である。』といった事例を加えることが適切ではないか。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ複合物品については、それぞれの機能が「その機能」であるといえ、例えば『「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及びメール送受信機能等が「その機能」といえる』と加えることが適切ではないか。

さらに、当該物品から一般的に想定できない機能が付加された意匠について

は、願書の記載等で付加されている機能について明らかにすることを示し、意匠登録を受けようとする意匠が一般的に想定できない物品の機能を有している場合においても、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる旨の記載を加えてはどうか。

②第２条第２項にいう「機能を発揮できる状態」とは

【現在の基準の規定】

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準 74.1（３）（注）において、『「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。（当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。）』とされており、74.4.1.1.1（２）にも同旨の記載がなされている。

【問題の所在】

現在の基準の規定においては、機能が働くと同時に目的が達成されるものについては、機能を発揮できる状態か否かの判断が可能であるものの、例えば給湯器の湯張り機能のように、物品の機能は働いているが、目的を達していない状態及び、例えば券売機のように複数の段階を経て目的を達成する機能の途中の状態については機能を発揮できる状態か否かかについて判断が難しいとの指摘がある。

また、複数の機能を有する物品についての機能を発揮した状態についての明確化を望む意見が多い。

【対応の方向】

74.1　意匠法第２条第２項に規定する画像について （略） （１）～（３）略 （注） 「機能を発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まない

ことを意味する。（当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。）すなわち、「機能を発揮できる状態」には、当該操作画像が担う物品の機能が働いていない状態だけでなく、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態を含む。例えば、切符販売機であれば切符が発券されるまで、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴が可能となるまで、及び、給湯器の「自動湯張り機能」であればお湯張りが完了するまで等の状態が、それぞれ「機能を発揮できる状態」と認められ得る。

複合物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像と認められ得る。

74.4.1.1.1　画像が意匠を構成するものであること

（略）

（１）略

（２）当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること

「機能を発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味し、その物品の使用の目的を達成した状態が機能を発揮した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中や電子メールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の操作に用いられる画像を含まない。すなわち、「機能を発揮できる状態」には、当該操作画像が担う物品の機能が働いていない状態だけでなく、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態を含む。例えば、切符販売機であれば切符が発券されるまで、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴が可能となるまで、及び、給湯器の「自動湯張り機能」であればお湯張りが完了するまで等の状態が、それぞれ「機能を発揮できる状態」と認められ得る。

複合物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像と認められ得る。

（説明）

まず、第２条第２項にいう「機能を発揮できる状態」の解釈を、『当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態』と、より明確にしてはどうか。その上で、『すなわち、「機能を発揮できる状態」には、当該操作画像が担う物品の機能が働いていない状態だけでなく、物品の機能が働き始めてから、その目的が達成される直前までの状態を含む。例えば、切符販売機であれば切符が発券されるまで、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴が可能となるまで、及び、給湯器の「自動湯張り機能」であれば湯張りが完了するまで等の状態が、それぞれ「機能を発揮できる状態」と認められ得る』と、説明を加えるのが適切ではないか。

また、複合物品について、『そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像と認められ得る。』と加えてはどうか。

③第２条第２項にいう「操作」とは

【現在の基準の規定】

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準 74.1（２）及び 74.1.1.1（１）において、『「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。』と規定されている。

【問題の所在】

現在の基準の規定においては、例えば操作用の図形等が含まれず、物品の作動状態の情報のみが示されている画像について、その情報を元に（表示部とは別の）操作部で物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与える場合に、そのような画像が物品の操作のための画像といえるか、という点が明確でないとの指摘がある。

また、願書等の記載において、どの程度の記載があれば、当該画像が操作のために用いるものであると認められるのか、という点について明確化を望む意見が強い。

【対応の方向】

74.1　意匠法第２条第２項に規定する画像について （略）

（１）（略）
（２）操作の用に供される画像であること
「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。
画像を含む意匠において、当該画像が画像全体として「操作」の用に供するものであるかについての判断は、願書の記載及び願書に添付された図面の記載から総合的に判断する。当該画像全体が当該物品のどのような機能を発揮させるためのものか明確でない場合、又は、当該画像により行うことができる操作の内容が認定できない場合は、第２条第２項にいう「操作」の用に供するものとは認められない。
なお、ここでいう「操作」については、画像全体について特定されれば足りるものであり、画像に含まれる個別の操作用図形等がそれぞれどのような機能を発揮するものか、という点まで必ずしも詳細に特定されていることを要さない。
（３）以下略

74.4.1.1.1　画像が意匠を構成するものであること
（略）
（１）物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であること
「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。
画像を含む意匠において、当該画像が画像全体として「操作」の用に供するものであるかについての判断は、願書の記載及び願書に添付された図面の記載から総合的に判断する。当該画像全体が当該物品のどのような機能を発揮させるためのものか明確でない場合、又は、当該画像により行うことができる操作の内容が認定できない場合は、第２条第２項にいう「操作」の用に供するものとは認められない。
なお、ここでいう「操作」については、画像全体について特定されれば足りるものであり、画像に含まれる個別の操作用図形等がそれぞれどのような機能を発揮するものか、という点まで必ずしも詳細に特定されていることを要さない。
（２）略

（説明）
まず、『操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示し

ているのみの画像は操作画像とは認められない。』と加えてはどうか。
　また、画像を含む意匠において、当該画像が画像全体として「操作」の用に供するものであるかについての判断は、『願書の記載及び願書に添付された図面の記載から総合的に判断し、当該画像全体が当該物品のどのような機能を発揮させるためのものか明確でない場合、又は、当該画像により行うことができる操作の内容が認定できない場合は、第２条第２項にいう「操作」の用に供するものとは認められない。』と明記してはどうか。
　また、ここでいう「操作」については、『画像全体について特定されれば足りるものであり、画像に含まれる個別の操作用図形等がそれぞれどのような機能を発揮するためのものか、という点まで必ずしも詳細に特定されていることを要さない。』と補足説明を加えてはどうか。

（２）論点２：画像を含む意匠における一意匠一出願の考え方

【現在の基準の規定】
　現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準 74.7 において、『画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第７条に規定する要件を満たさなければならない。
　判断基準については、全体意匠に関しては第５部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。』とされており、さらに、74.7.1.2（３）において、『画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。』とされている。

【問題の所在】
　画像は少しずつ異なる画像を連続的に切り替えることで、動いているように見えるアニメーション効果があるが、そのような連続的な変化の様子が示された場合、どのように取り扱われるかについて明確化を望む意見が強い。
　また、画像の、形態における特性として、新たな図形等を追加することが可能であり、また、表示されていた図形等を削除することが可能であること、すなわち、（表示画面の中での）物理的な制約がないことがあげられるが、このような、図形等の増減について、どこまでが一意匠と認められるのかが明確でないとの指摘がある。

【対応の方向】

74.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、~~二以上の異なる画像や~~物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】

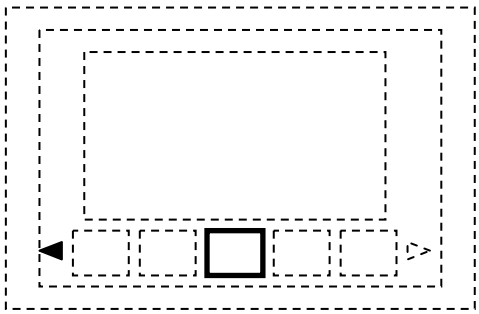

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

（1）、（2）　略

~~（3）変化の態様に形態的な一体性が認められる場合~~

~~画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。~~

~~【事例】　変化の態様に形態的な関連性が認められる例~~

~~【正面図】~~　　~~【変化した状態を示す正面図】~~

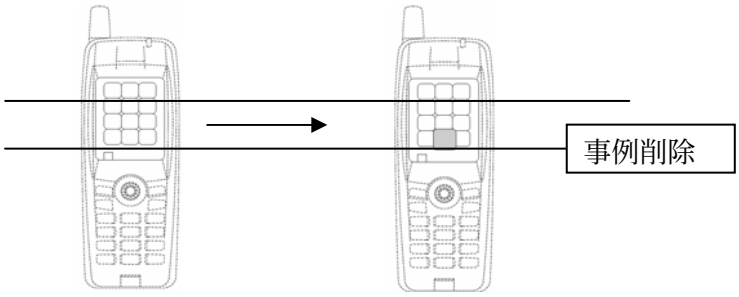

~~※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。~~

~~【事例】　変化の態様に形態的な関連性が認められない例~~

~~【正面図】~~　　~~【変化した状態を示す正面図】~~

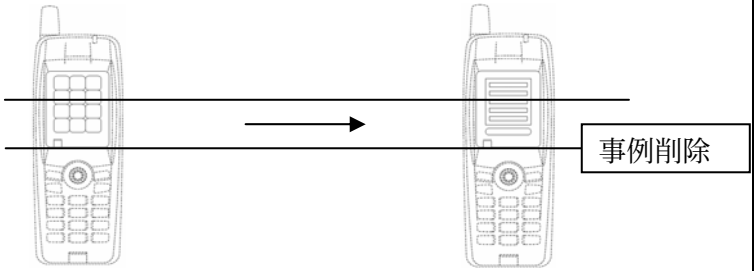

~~※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。~~

74.7.1.3　画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠について、一つの出願には一つの画像を表わすのが原則である。このため、一つの出願に複数の画像が表わされている場合、原則的には一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものであるため、第７条の拒絶理由を通知する。

ただし、意匠に係る物品の説明や図の表示等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像に形態的な関連性があり、かつ、いずれも同じ『物品の「その機能を発揮できる状態にするため」に行われる「操作」』を行うための画像である場合は、これらの複数の画像を変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠に、複数の画像を用い画像が連続的に切り替わる様子が表わされた場合、それら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、同じ操作のための複数の画像を含む意匠と認定した上で、それら複数の画像の中で形態的な関連性がある範囲については、複数の画像を変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

74.7.１.4　複数の画像が一意匠として認められるもの

物品の機能を発揮するための操作の用に供される複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像について、形態的な関連性が認められる必要があり、変化に伴い新たな操作用図形等が表れず、変化前の画像と変化後の画像で一の操作を示すもの、すなわち、当該画像で行う操作の内容が変わらないものであれば、これら複数の画像を含んだ状態で一意匠として認められる。

なお、変化の前後で操作の内容が変わらないものであると認められるためには、変化に伴い操作用図形等が新たに表れる（又は消失する）ことがなく、

かつ、当該画像全体で当該物品のどのような機能を発揮させるための操作画像であるのか、及び、当該画像によりどのような操作を行うことができるか、という点が一致すればよい。

74.7.1.5　複数の画像が一意匠として認められないもの

　変化の前後の態様に形態的な関連性の認められない複数の画像を含む意匠や、操作の内容が異なる複数の画像を含む意匠については、これらを一意匠として認めることはできないため、第７条の要件を満たさないとして拒絶理由を通知する※。このとき、それぞれの画像を含む意匠をそれぞれ一意匠とする分割又は一の画像を含む意匠を表す図以外の削除をする補正を行った場合、当該分割又は補正により拒絶理由は解消されたものと判断する（ただし、分割したそれぞれの意匠同士が類似するものであった場合は、第９条第２項等の拒絶理由が通知されることが考えられる）。

　また、一意匠として認められない画像のうち、必要図に示された画像を含む意匠の理解を助けるために用いることのできる図については、参考図とすることが認められる。

※新法施行後の出願については、従来の画像を含む意匠についても同様に取り扱う。

74.7.1.5.1　形態的な関連性がない場合

　変化の前後で、レイアウトが大きく異なる場合等、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

74.7.1.5.2　新たな操作用図形等が表れ、変化の前後で操作の内容が異なる場合

　例えば、操作用図形等をスクロールさせることで、一部の操作用図形等が消失し、一部の操作用図形等が新たに加わる場合や、あるメニューを選択することでサブメニューが表示される場合のように、画像の変化に伴い新たな操作用図形等が表れる（又は消失する）場合は、変化前の画像により物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作と、変化後の画像により物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作は異なるものであるので、一意匠とは認められない。

（説明）

　まず、原則として、『画像を含む意匠について、一つの出願には一つの画像しか表わすのが原則である。』と明記してはどうか。この場合、少しずつ異なる画

像を連続的に切り替えることで、動いているように見えるアニメーション効果を示した場合、同じ又は異なる操作のための複数の画像を含む意匠と認定し、それら複数の画像の中で、操作の内容が一致し、形態的な関連性がある範囲については一つの意匠とすることができ、形態的な関連性がない範囲については、出願人は分割等により、複数の意匠権を得ることができる。

また、画像については、新たな図形等を追加することが可能であり、表示されていた図形等を削除することが可能であるが、操作用の図形等が異なる複数の図形の間では、それぞれの画像全体で行うことのできる操作の内容が異なることとなる。このため、操作用の図形等が増減する複数の画像を含む意匠については、複数の異なる操作用の画像を有するとして、出願人は分割等により、複数の意匠権を得ることができる旨の記載を補充してはどうか。

次に、それぞれの画像については、表示画面の表示範囲の制約の下、適切に操作用等の図形等を配することで創作がなされていることを鑑みると、図形等の要素が異なる場合、（類似するか否か、また、関係の有無はさておき）それらの画像はそれぞれ異なる創作の単位といえる。このため、図形等が増減する複数の画像については、複数の意匠と認められる。としてはどうか。

さらに、これらの考え方をより明確にするために、複数の画像が一意匠として認められるもの及び複数の画像が一意匠として認められないものについて、現在ある事例を拡充してはどうか。

【事例集案】

①複数の画像が一意匠として認められるもの

［複数の画像が一意匠として認められる例１］

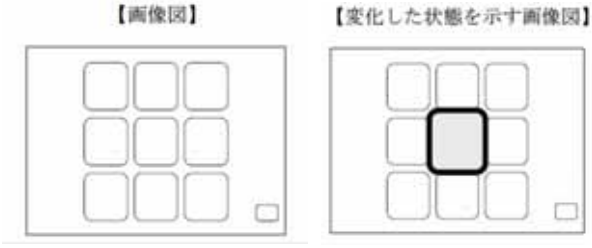

指定したアイコンの枠が太くなり、色が反転しても、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
また、操作の内容も一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】入退室管理器

【意匠の説明】（略）変化後した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。９個のアイコンのいずれを指定しても、同様に形状が変化する。

［複数の画像が一意匠として認められる例２］

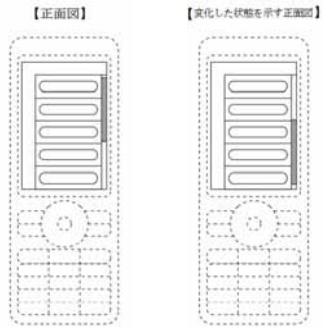

スクロールに伴う図形等の増減がなく、レイアウトも同様のため、形態的関連性が認められる。
また、スクロールにより住所録の個別情報が変化するものの、操作の内容は一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通話機能を発揮できるようにするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。
【意匠の説明】（略）実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

［複数の画像が一意匠として認められる例３］

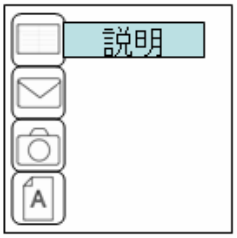

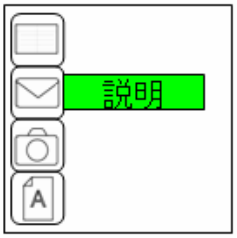

【正面部分拡大図】　【変化後を示す正面部分拡大図】

指定アイコンにあわせ説明の位置が移動するものの、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
また、画面全体の操作の内容が一致するため、二つ

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機のメール機能、通話機能及びカメラ機能のいずれを起動するかの選択するために用いる。
【意匠の説明】（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

［複数の画像が一意匠として認められる例４］

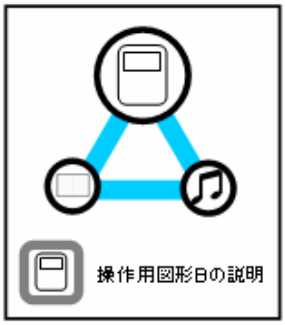

アイコンの指定にあわせアイコンの位置が変わり、下方の説明が変化するものの、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
また、画面全体の操作の内容が一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

【正面部分拡大図】　【変化後を示す正面部分拡大図】　**※その他の必要な図等は省略。**

【意匠に係る物品】音楽再生機能つき携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機の音楽再生機能、電子計算機能及びスケジュール管理機能のいずれを起動するかの選択のために用いる。
【意匠の説明】（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

②複数の画像が一意匠として認められないもの

［形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例１］

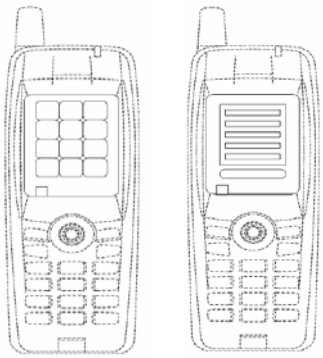

【正面図】　【変化後を示す正面図】　**※その他の必要な図等は省略。**

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表わされた画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。
【意匠の説明】（略）正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図

に示すように、リスト表示に切り替わる。

※変化後を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

［形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例２］

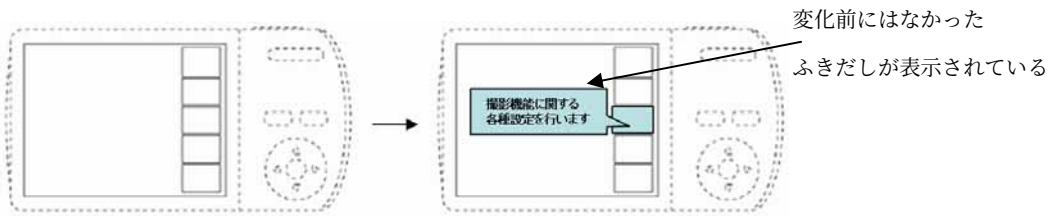

【正面図】　　【変化後の状態を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通信機能、音楽再生機能、撮影機能、動画表示機能又は機器の時刻等から設定項目を選択する操作に用いる。

【意匠の説明】（略）変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

※変化後の状態を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

［形態的な関連性がなく、変化に伴い新たな操作用図形等が表れるため、複数の画像が一意匠として認められない例３（複数の順次切り替わる画像が表わされた場合）］

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠の説明】（略）メール機能を操作する際に表示される画像を示す。

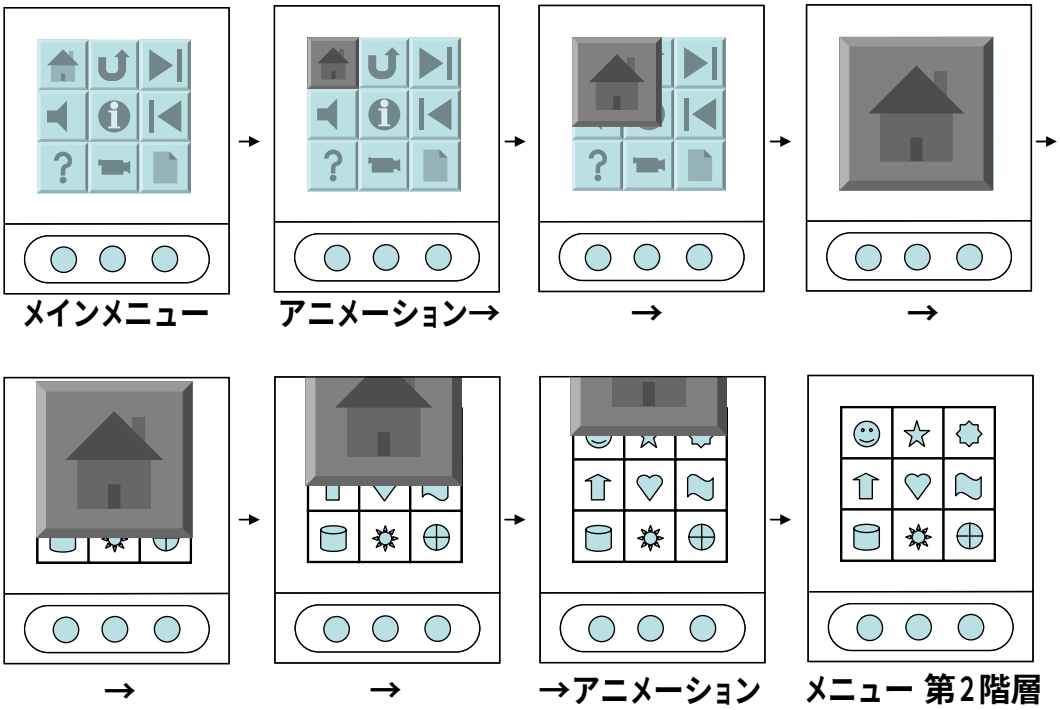

※この場合、複数の画像からなる一つの動画として認定するのではなく、それぞれの画像毎に、一つの画像を含む意匠と認定する。

［変化に伴い新たな操作用図形等が表れるため、複数の画像が一意匠として認められない例４］

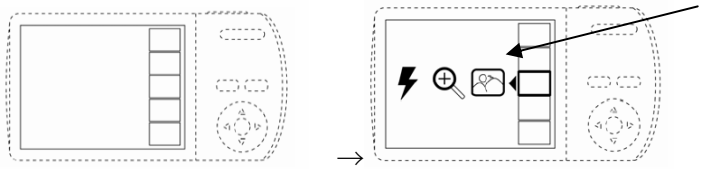

【正面図】　　【変化後の状態を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、本物品の有するいずれの機能を起動させるかについて選択する際に用いる。

【意匠の説明】（略）変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図

形等を選択すると、更に詳細なサブメニューが表示される。 ※変化後の状態を示す正面図が参考図とされた場合は、削除を要さない。	

（３）その他の拡充案

この他、画像を含む意匠の審査の運用に関し、現在の基準では従来の物品と同様に取り扱うことが記載されているもの等について、画像を含む意匠において生じやすいと考えられる以下の項目については、記載を加えるべきではないか。

①意匠に含まれる画像中に物品から独立したコンテンツが表示されている場合

【対応の方向】

74.4.1.1.2　意匠を構成する画像に該当しないもの

（略）

（１）物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

①　（略）

②映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。意匠に含まれる画像中に、映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、画像全体が操作画像として認められる意匠であっても、第３条本文の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

［意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例］

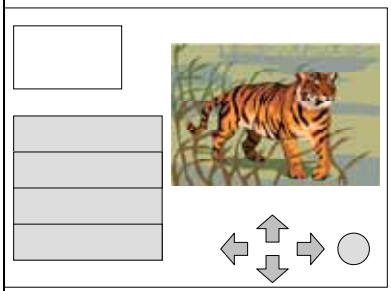

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。（以下略）

【画像図】　　**※その他の必要な図等は省略。**

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第３条本文で拒絶理由を通知する。

（参考）コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。（以下略）

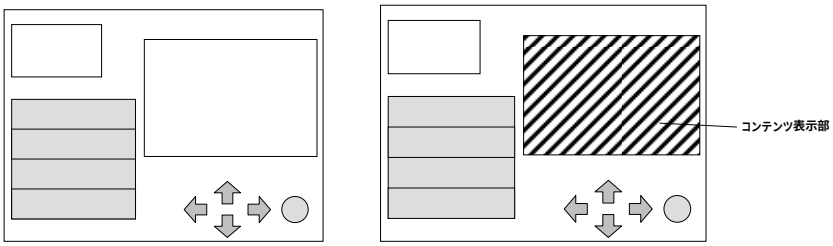

【画像図】　　【参考画像図】

※その他の必要な図等は省略。

~~【意匠を構成するものと認められない事例】~~
~~映画の一場面の画像~~

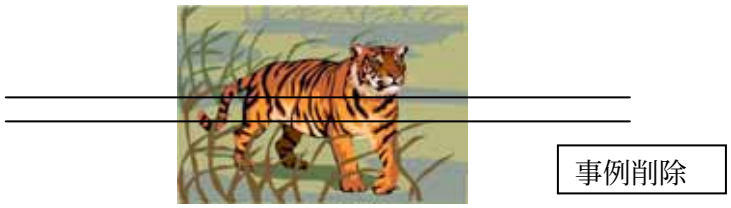

事例削除

③以下略

（説明）

画像を含む意匠において、単に映画等のコンテンツのみが受動的に示される場合だけでなく、例えば、録画再生機において、現在の放送を視聴しながら録画の予約をするための操作画像のように、操作のために用いる画像の一部に映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されるものが考えられる。

このような画像については、操作のためのものとなり得るが、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、『当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うもの』としてはどうか。

ただし、この種意匠を構成しないものについては、一般に方式指令の対象であるが、画像を含む意匠について、その一部がコンテンツであるか否か、という点の判断は、願書の記載や願書に添付された図面全体から判断する必要があり、手続き上の不備を正す方式指令にはなじまないため、『物品から独立したコンテンツを含む意匠については、画像全体が操作画像として認められる意匠であっても、第３条本文の拒絶理由を通知する。』こととし、実体審査において拒絶理由を発することとしてはどうか。

また、この場合、意匠を構成しないものであるコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとすることとしてはどうか。

②意匠に含まれる画像中に他人の商標や他人の販売する製品が含まれる場合

【対応の方向性】

74.6　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定 意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第５条第２号の規定により拒絶理由を通知する。 判断基準については、全体意匠に関しては第４部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定」を参照されたい。

（説明）

画像を含む意匠において、画像中に他人の商標や他人の販売する製品が図形等として含まれることにより、その画像について他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれが考えられる。

この場合、意匠登録を受けることができない意匠の考え方と同様、意匠法第５条第２号の拒絶理由を通知し、その拒絶理由が解消しない場合は、拒絶されるものであるが、画像については表示画面内の物理的な制約が無いことに鑑み、確認的に記載を加えてはどうか。

③ゲーム機の取り扱いについて

【対応の方向性】

74.1　意匠法第２条第２項に規定する画像について
（略）
（１）～（３）　略
（注）　略
①、②　略
③ゲーム機の取扱い
　ゲーム機はゲームを遊戯可能となるよう作動させること（以下、「ゲーム機能」という。）がその機能であり、ゲーム機能により遊戯が可能となるゲームの内容自体はゲーム機の有する機能とは認められない。そのため、ゲーム機において表示されるゲームの内容に係る操作画像は、（ゲーム専用機であるか否かを問わず）既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため保護対象とならない。なお、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作画像として保護される。

74.4.1.1.2　意匠を構成する画像に該当しないもの
（略）
（１）　略
（２）　略
【意匠を構成するものと認められない事例】
（中略）
ゲーム機の取扱い
　~~ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。~~ゲーム機はゲームを遊戯可能となるよう作動させること（以下、「ゲーム機能」という。）がその機能であり、ゲーム機能により遊戯が可能となるゲームの内容自体はゲーム機の有する機能とは認められない。そのため、ゲーム機において表示されるゲームの内容に係る操作画像は、（ゲーム専用機であるか否かを問わず）既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため保護対象とならない。~~ただし、~~
　なお、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作画像として保護され得る。

（説明）
　ゲーム機について、ゲームの画像については従来からゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならず、一方、ゲーム機本体の設定用の画像は保護されることが明記されていた（74.4.1.1.2（２））が、両者の違いにつ

いてあまり明確でないことから、記載を加え、ゲーム機における取り扱いをより明確化してはどうか。

意匠審査基準　第７部第４章　改訂案

第４章　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠

74　関連条文

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

２　前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第３項及び第４項略）

意匠法施行規則

様式第２［備考］

８　物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39　（第１部「願書・図面」第１章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

40　意匠法第２条第２項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第６［備考］

8　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11　物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、８から１０まで及び１４に規定される画像図（意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

21　各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第７［備考］

４　その他は、様式第６の備考２、３、６、８から１２まで、１４及び１８から２３までと同様とする。

74.1　意匠法第２条第２項に規定する画像について

意匠法第２条第２項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。

（１）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（２）操作の用に供される画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。

画像を含む意匠において、当該画像が画像全体として「操作」の用に供するものであるかについての判断は、願書の記載及び願書に添付された図面の記載から総合的に判断する。当該画像全体が当該物品のどのような機能を発揮させるためのものか明確でない場合、又は、当該画像により行うことができる操作の内容が認定できない場合は、第２条第２項にいう「操作」の用に供するものとは認められない。

なお、ここでいう「操作」については、画像全体について特定されれば足りるものであり、画像に含まれる個別の操作用図形等がそれぞれどのような機能を発揮するものか、という点まで必ずしも詳細に特定されていることを要さない。

（３）当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること

「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。

したがって、物品の本来的な機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第２条第２項に規定する保護の対象とならない。

「その機能」とは、当該物品（意匠に係る物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、「その機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ複合物品は、それぞれの機能が「その機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が「その機能」といえる。

なお、当該物品から一般的に想定できない機能が付加された意匠については、当該物品から一般的に想定できる機能及び願書の記載等で明らかにされた（一般に想定できない）機能が、「その機能」と認められる。

したがって、物品~~の本来的な~~から一般に想定される機能又は願書の記載等で明らかにされた機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第２条第２項に規定する保護の対象とならない。

（注）

「機能を発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。（当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。）すなわち、「機能を発揮できる状態」には、当該操作画像が担う物品の機能が働いていない状態だけでなく、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態を含む。例えば、切符販売機であれば切符が発券されるまで、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴が可能となるまで、及び、給湯器の「自動湯張り機能」であればお湯張りが完了するまで等の状態が、それぞれ「機能を発揮できる状態」と認められ得る。

複合物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像と認められ得る。

①多機能物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような多機能物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

②電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

③ゲーム機の取扱い

ゲーム機はゲームを遊戯可能となるよう作動させること（以下、「ゲーム機能」という。）がその機能であり、ゲーム機能により遊戯が可能となるゲームの内容自体はゲーム機の有する機能とは認められない。そのため、ゲーム機において表示されるゲームの内容に係る操作画像は、（ゲーム専用機であるか否かを問わず）既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため保護対象とならない。

なお、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作画像として保護される。

（４）当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」の定義を参照されたい。

【事例】

当該物品に表示される画像

「携帯電話機」

（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）

※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第２条第２項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。

「磁気ディスクレコーダー」

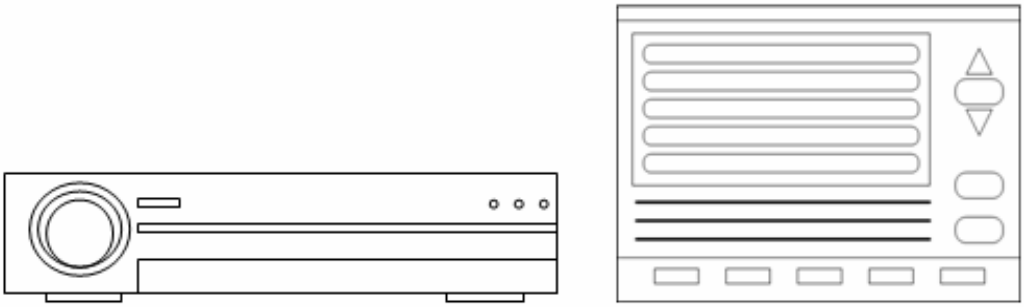

（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）

※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

74.2　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1　画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項

（１）「部分意匠」の欄（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第２備考８の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

（２）「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第７条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない。

（３）「意匠の説明」の欄の記載（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第６備考１１の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

（４）「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

①意匠法施行規則様式第２備考３９の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

②当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又、操作方法について説明を記載する。

（５）画像を含む意匠登録出願における図面等の記載

①一組の図面

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とするとはできない。

②他の表示機器等に表示される画像の図

その物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

図の省略が認められるのは、意匠法施行規則様式第６備考８に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、意匠法施行規則様式第６備考９の規定により認められた図の省略、意匠法施行規則様式第６備考１０に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られる。

したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、一組の図面を省略することはできない。すなわち、【画像図】のみの意匠登録出願は認められない。

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、【画像図】の他に操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第１部「願書・図面」第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（１）意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

（2）「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

（3）「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）工業上利用することができる意匠であること
（2）新規性を有すること
（3）創作非容易性を有すること
（4）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）意匠を構成するものであること
（2）意匠が具体的なものであること
（3）工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するためには以下のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。

画像を含む意匠において、当該画像が画像全体として「操作」の用に供するものであるかについての判断は、願書の記載及び願書に添付され

た図面の記載から総合的に判断する。当該画像全体が当該物品のどのような機能を発揮させるためのものか明確でない場合、又は、当該画像により行うことができる操作の内容が認定できない場合は、第２条第２項にいう「操作」の用に供するものとは認められない。

なお、ここでいう「操作」については、画像全体について特定されれば足りるものであり、画像に含まれる個別の操作用図形等がそれぞれどのような機能を発揮するものか、という点まで必ずしも詳細に特定されていることを要さない。

（２）当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること

「機能を発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態であり、実際に当該物品がその機能に従って働いている状態を保護対象に含まないことを意味し、その物品の使用の目的を達成した状態が機能を発揮した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中や電子メールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の操作に用いられる画像を含まない。すなわち、「機能を発揮できる状態」には、当該操作画像が担う物品の機能が働いていない状態だけでなく、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であって、その物品の使用の目的を達成していない状態を含む。例えば、切符販売機であれば切符が発券されるまで、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴が可能となるまで、及び、給湯器の「自動湯張り機能」であればお湯張りが完了するまで等の状態が、それぞれ「機能を発揮できる状態」と認められ得る。

複合物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像と認められ得る。

74.4.1.1.2　意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠法第２条第２項に規定する画像に該当せず、意匠法第３条第１項柱書の規定により登録を受けることができない。

(１)物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

①装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

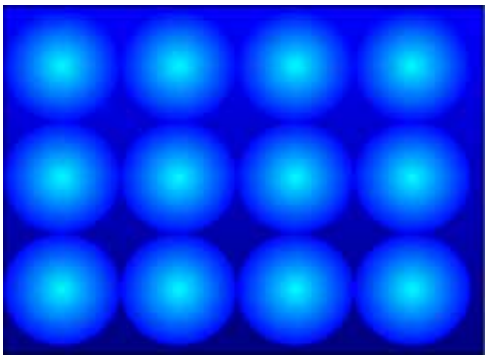

②映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。意匠に含まれる画像中に、映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、画像全体が操作画像として認められる意匠であっても、第３条本文の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

［意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例］

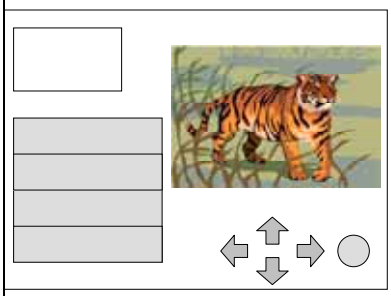

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。（以下略）

【画像図】　　**※その他の必要な図等は省略。**

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第３条本文で拒絶理由を通知する。

（参考）コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。（以下略）

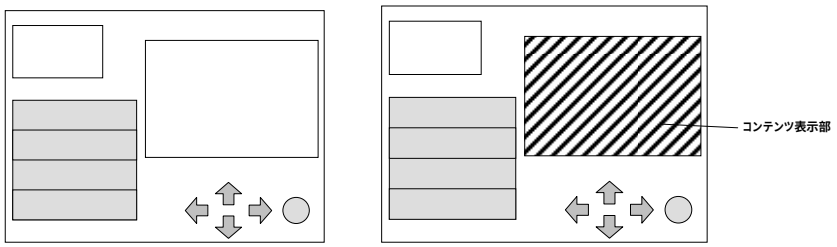

【画像図】　　【参考画像図】

※その他の必要な図等は省略。

~~【意匠を構成するものと認められない事例】~~

~~映画の一場面の画像~~

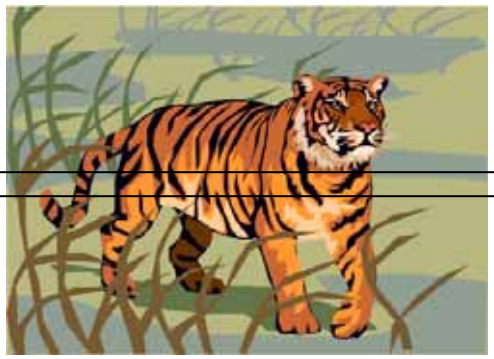

事例削除

③記録媒体に記録された画像

記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】
記録媒体に記録された画像

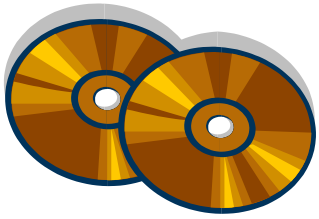

「コンパクトディスク」

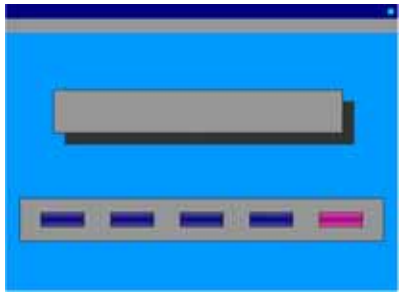

コンパクトディスクに記録された画像

（２） 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

［機能を発揮している状態の画像］
電子計算機の取扱い
電子計算機は、「情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）」がその機能と解する。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象とならない。

【意匠を構成するものと認められない事例】
電子計算機により表示される画像

（ＯＳにより表示された画像）

（インターネットを通じて表示された画像）

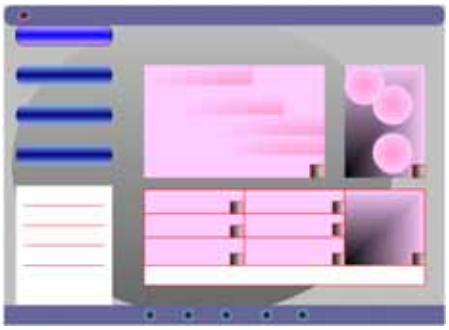

ゲーム機の取扱い
~~ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護さ~~

~~れない。~~ゲーム機はゲームを遊戯可能となるよう作動させること（以下、「ゲーム機能」という。）がその機能であり、ゲーム機能により遊戯が可能となるゲームの内容自体はゲーム機の有する機能とは認められない。そのため、ゲーム機において表示されるゲームの内容に係る操作画像は、（ゲーム専用機であるか否かを問わず）既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため保護対象とならない。~~ただし、~~

なお、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作画像として保護され得る。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像

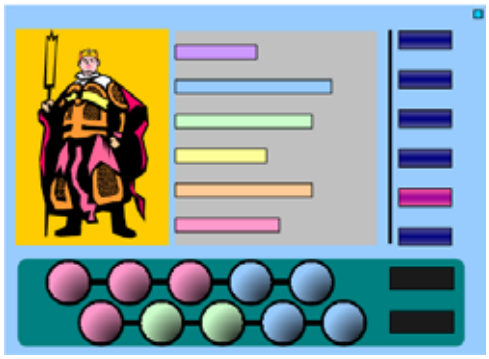

74.4.1.2　**意匠が具体的なものであること**

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

①画像を含む意匠の意匠に係る物品

②「画像」の用途及び機能

③部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に

対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。
④「画像を含む意匠」の形態
　願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

（１）意匠が具体的なものと認められない場合の例
　願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

①意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
②「画像」全体の形態が表されていない場合
③意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合（画像のみしか表されていない場合）
④「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合（部分意匠の場合）
⑤「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

74.4.1.3 工業上利用することができるものであること
　画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2　新規性
　意匠法第３条第１項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1　意匠法第３条第１項第１号及び第２号
　画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。
　判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.1「意匠法第３条第１項第１号」及び 22.1.2「意匠法第３

条第１項第２号」を、部分意匠に関しては、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第３条第１項第１号及び第２号」71.4.2.2「意匠法第３条第１項第３号」を参照されたい。

74.4.2.2　**意匠法第３条第１項第３号**

74.4.2.2.1 **公知意匠と画像を含む意匠の類否判断**

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われるが、下記の事例については類似するものと認められる。

【事例１】

【画像図】

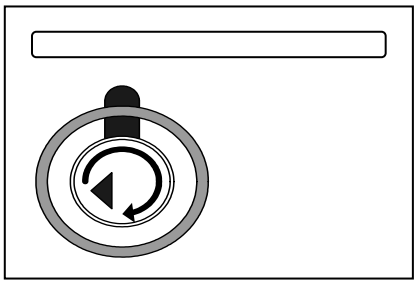

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（映像編集機能を発揮するための画像）

【画像図】

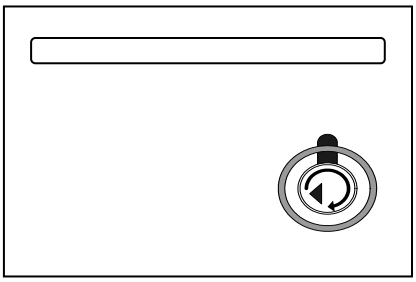

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（映像編集機能を発揮するための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

【正面図】

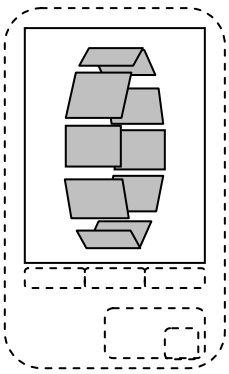

「携帯用ビデオプレイヤー」
（映像を選択するための画像）

【正面図】

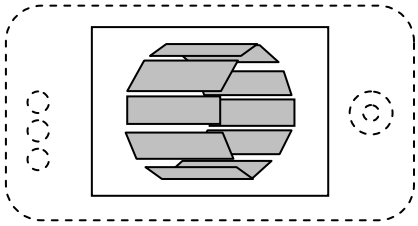

「携帯用ビデオプレイヤー」
（映像を選択するための画像）

【事例３】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】

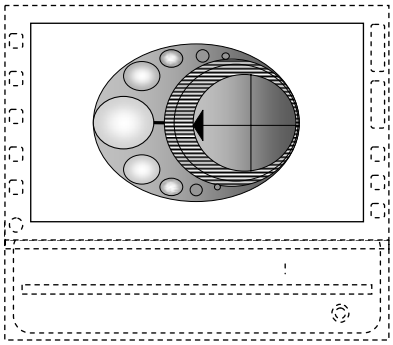

「車載用経路誘導機」
（物品自体の表示部に表示される画像）

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲に特段の特徴が認められない

【画像図】

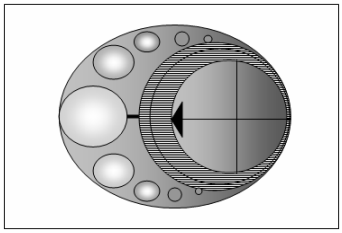

【正面図】

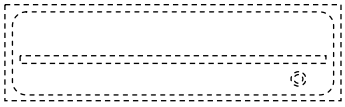

「車載用経路誘導機」
（当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像）

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲の評価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例４】

【画像図】

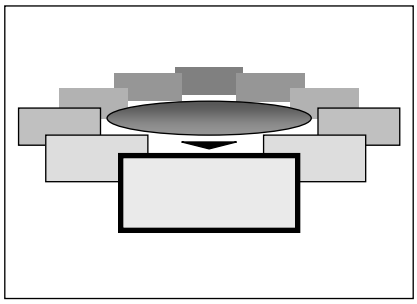

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（各種設定の選択を行うための画像）

※静止画像

【画像図】

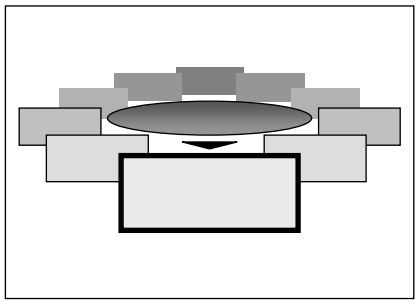

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（各種設定の選択を行うための画像）

※操作によって変化する画像

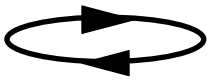

中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、静止画像と操作によって変化する画像との類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行います。

74.4.3　**創作非容易性**

判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

①置換の意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。

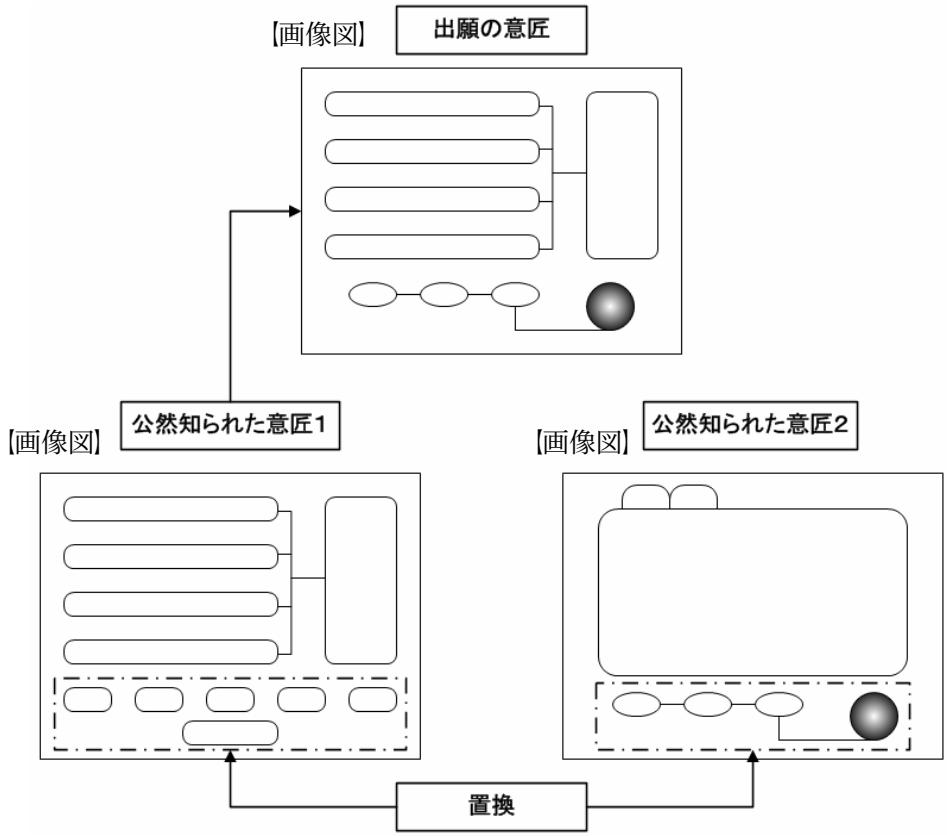

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

②寄せ集めの意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

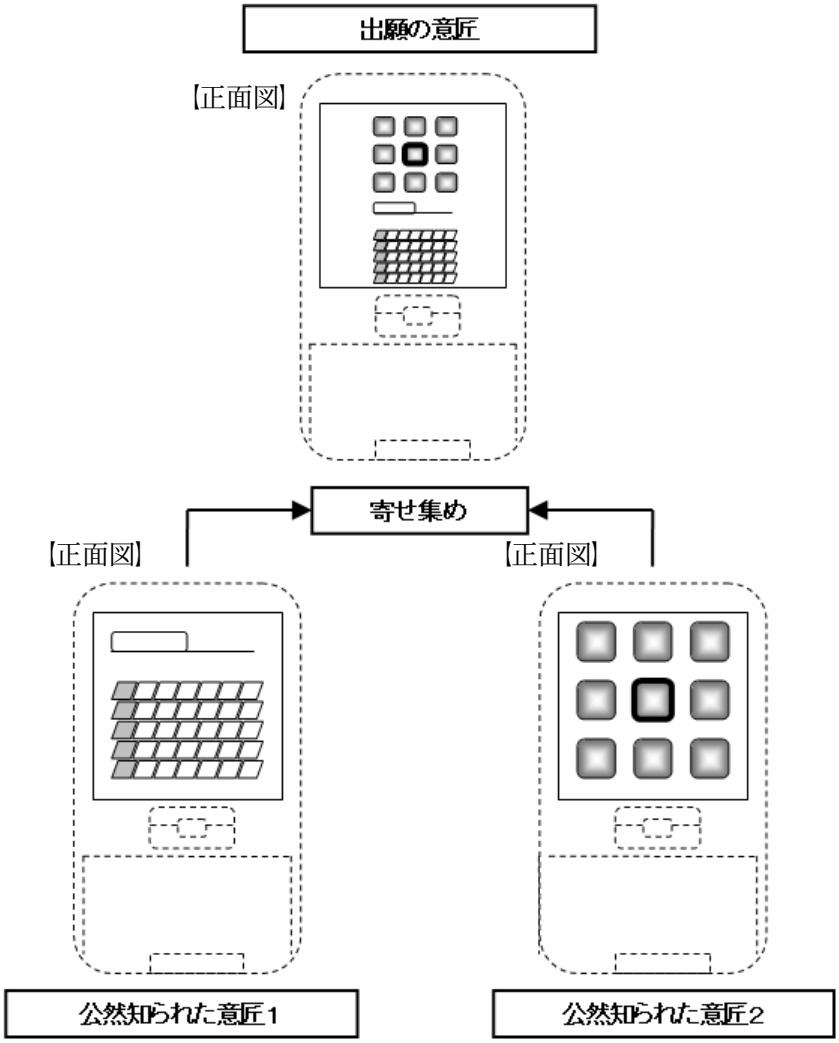

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③配置の変更による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。

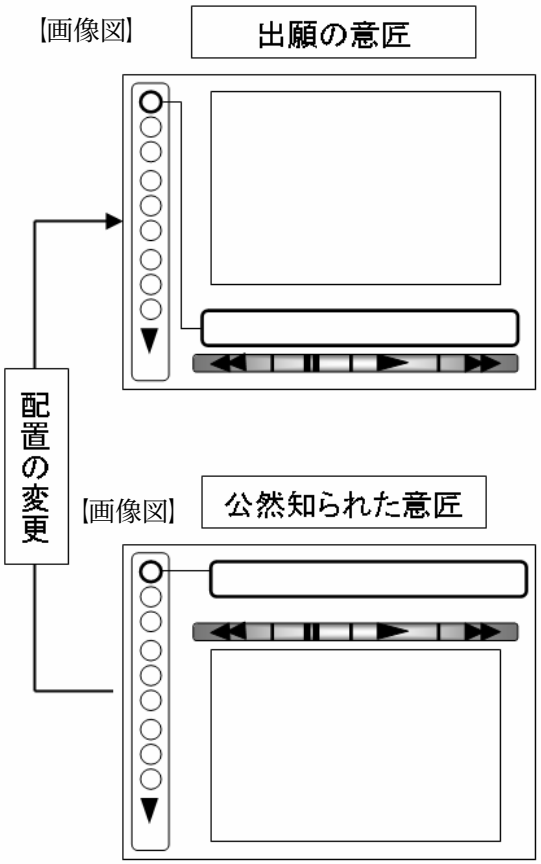

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。

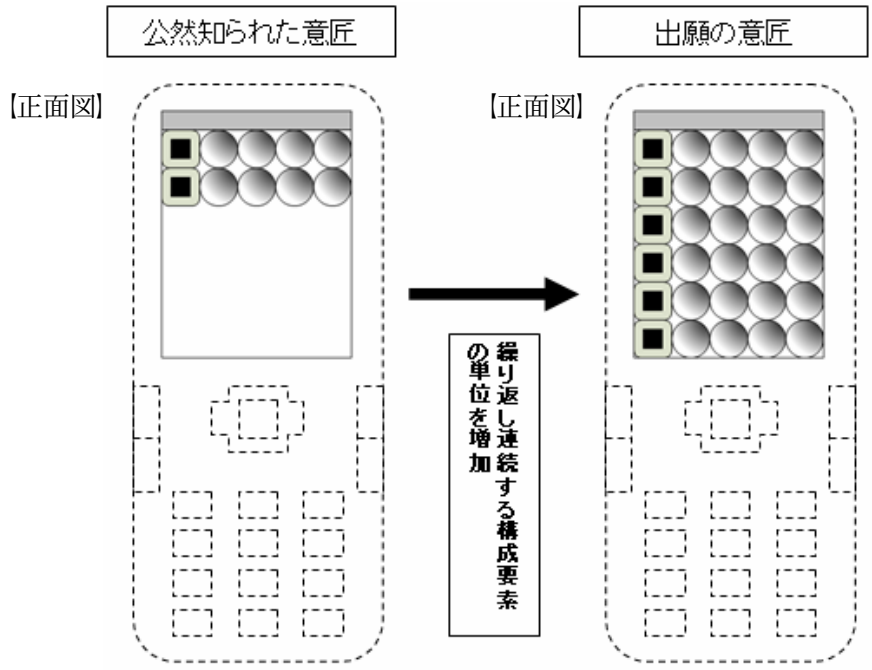

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例１】

その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

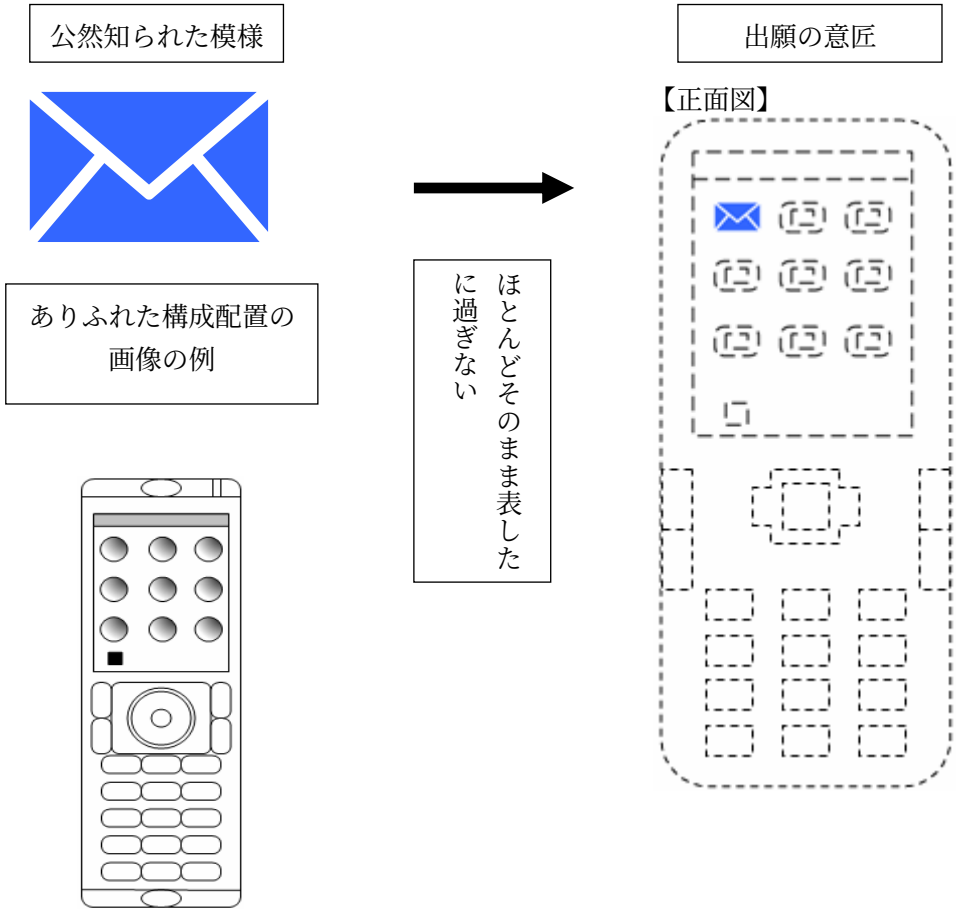

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

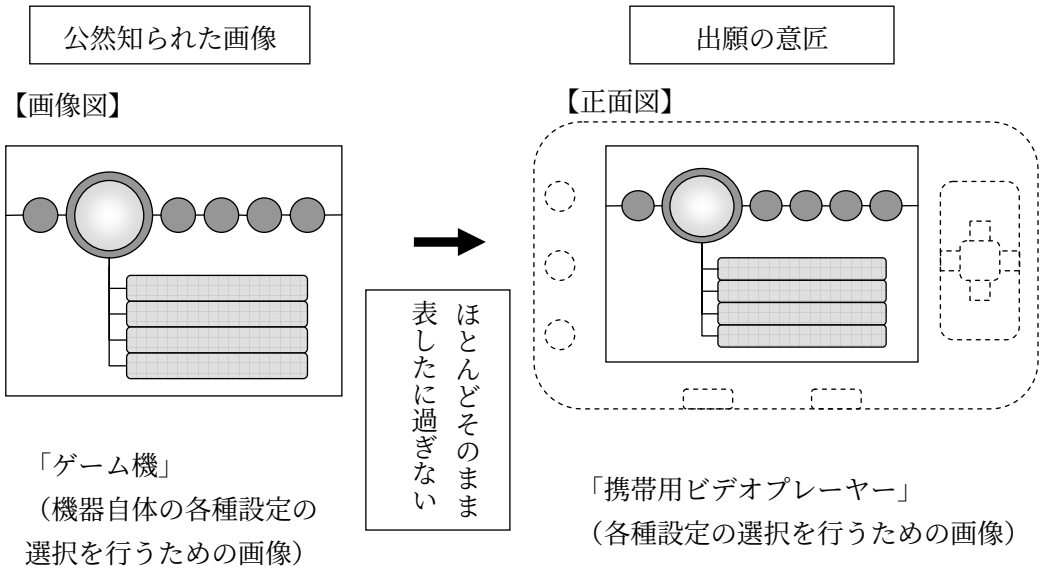

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑥フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠。

【事例】

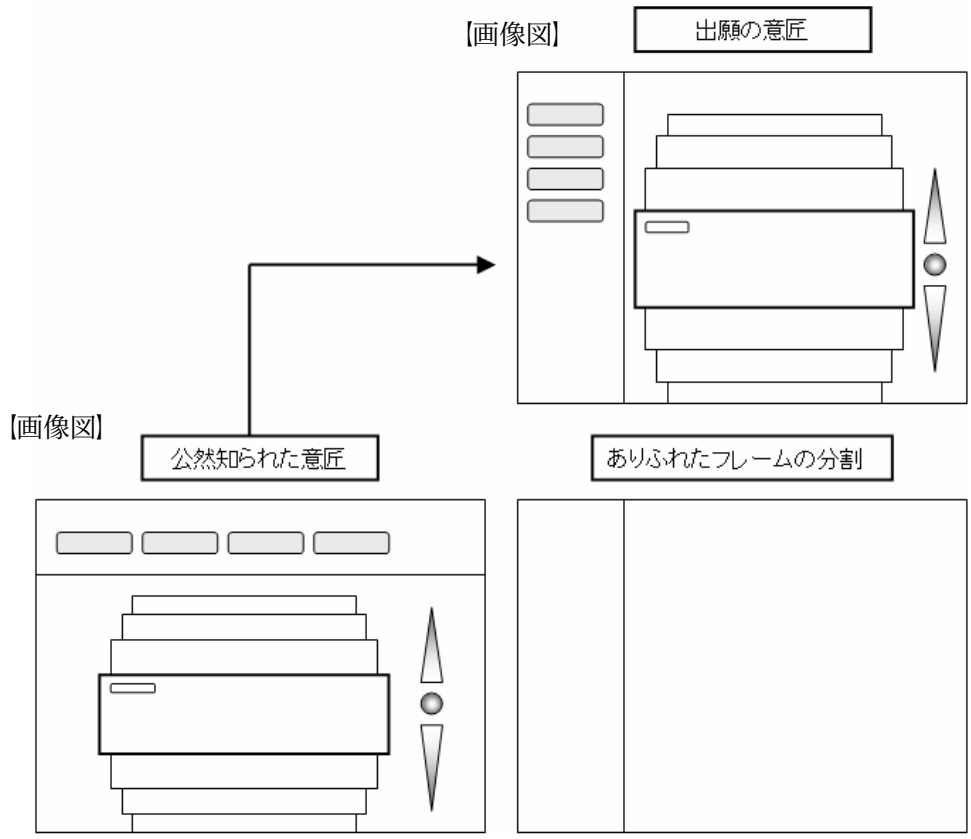

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

ありふれたフレームの分割態様の例

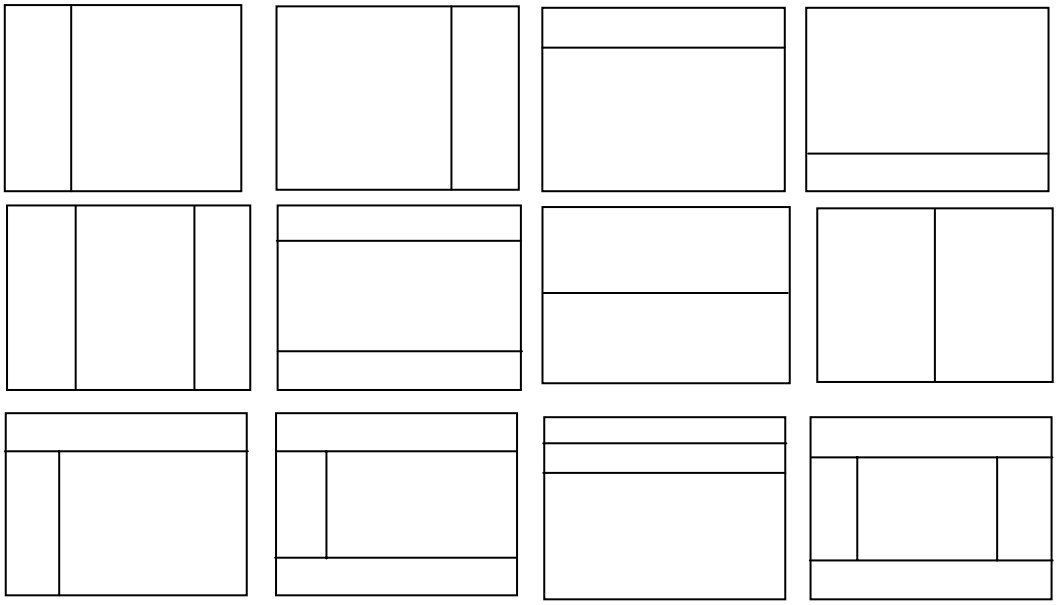

74.4.4　画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

【意匠法第３条の２が適用される事例】

【事例１】

先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】

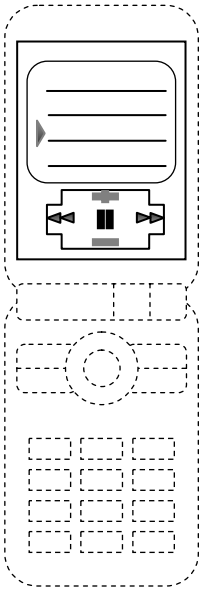

出願の意匠

【正面図】

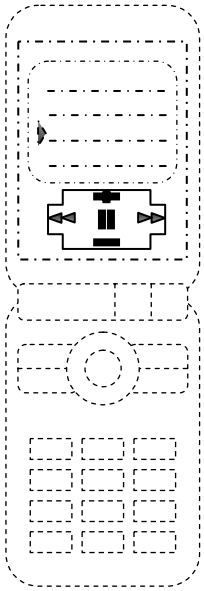

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】

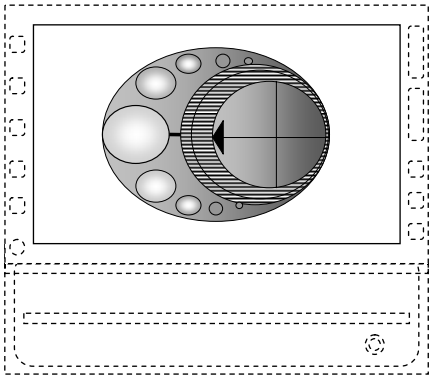

出願の意匠

【画像図】

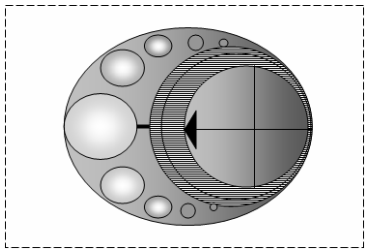

【正面図】

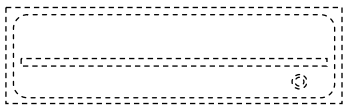

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新

規性の喪失の例外

意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第３部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第５条第２号の規定により拒絶理由を通知する。

判断基準については、全体意匠に関しては第４部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定」を参照されたい。

74.7　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第７条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第５部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

74.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、~~二以上の異なる画像や~~物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】

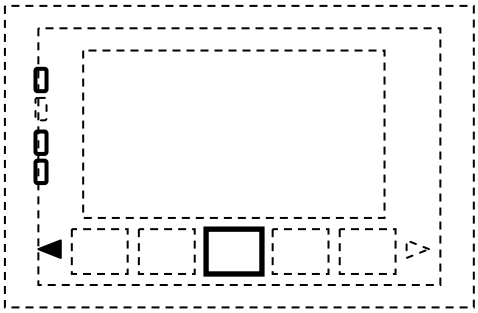

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

（1）形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】

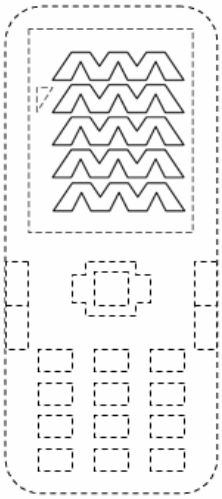

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

（２）機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】

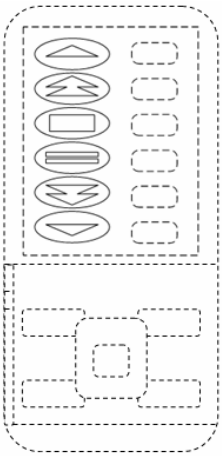

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

~~（３）変化の態様に形態的な一体性が認められる場合~~

~~画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。~~

~~【事例】　変化の態様に形態的な関連性が認められる例~~

~~【正面図】~~　　~~【変化した状態を示す正面図】~~

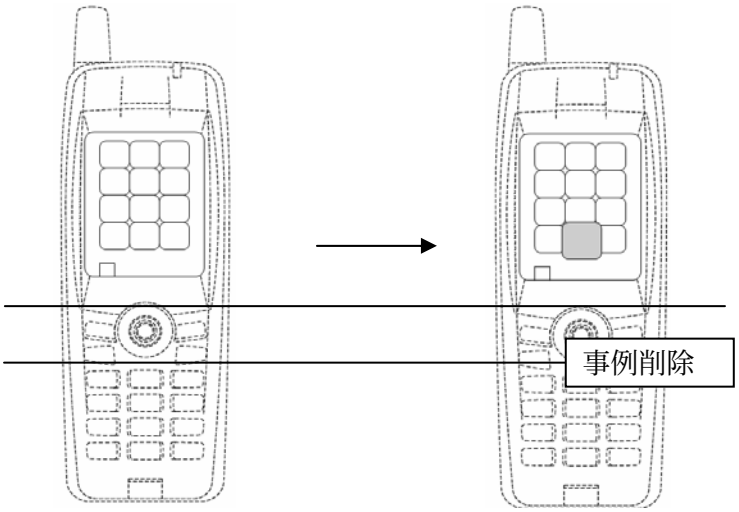

~~※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。~~

~~【事例】　変化の態様に形態的な関連性が認められない例~~

~~【正面図】~~　　~~【変化した状態を示す正面図】~~

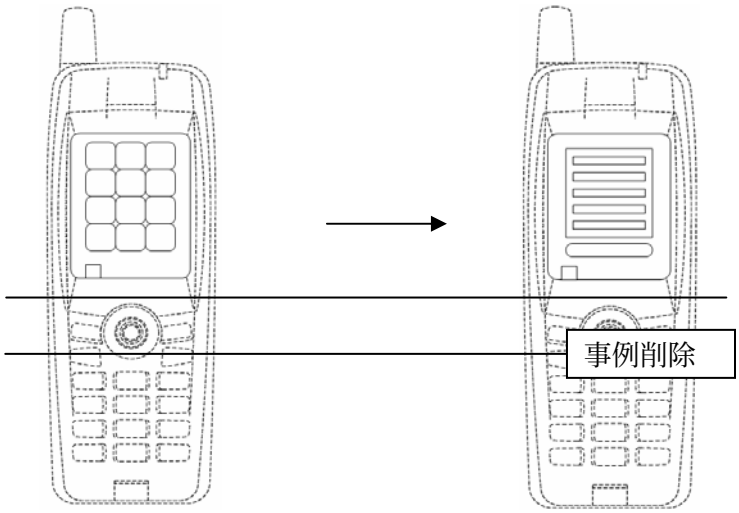

~~※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。~~

74.7.1.3　画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠について、一つの出願には一つの画像を表わすのが原則である。このため、一つの出願に複数の画像が表わされている場合、原則的には一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものであるため、第７条の拒絶理由を通知する。

ただし、意匠に係る物品の説明や図の表示等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像に形態的な関連性があり、かつ、いずれも同じ『物品の「その機能を発揮できる状態にするため」に行われる「操作」』を行うための画像である場合は、これらの複数の画像を変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠に、複数の画像を用い画像が連続的に切り替わる様子が表わされた場合、それら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、同じ操作のための複数の画像を含む意匠と認定した上で、それら複数の画像の中で形態的な関連性がある範囲については、複数の画像を変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

74.7.１.4　複数の画像が一意匠として認められるもの

物品の機能を発揮するための操作の用に供される複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像について、形態的な関連性が認められる必要があり、変化に伴い新たな操作用図形等が表れず、変化前の画像と変化後の画像で一の操作を示すもの、すなわち、当該画像で行う操作の内容

が変わらないものであれば、これら複数の画像を含んだ状態で一意匠として認められる。

なお、変化の前後で操作の内容が変わらないものであると認められるためには、変化に伴い操作用図形等が新たに表れる（又は消失する）ことがなく、かつ、当該画像全体で当該物品のどのような機能を発揮させるための操作画像であるのか、及び、当該画像によりどのような操作を行うことができるか、という点が一致すればよい。

74.7.1.5　複数の画像が一意匠として認められないもの

変化の前後の態様に形態的な関連性の認められない複数の画像を含む意匠や、操作の内容が異なる複数の画像を含む意匠については、これらを一意匠として認めることはできないため、第７条の要件を満たさないとして拒絶理由を通知する※。このとき、それぞれの画像を含む意匠をそれぞれ一意匠とする分割又は一の画像を含む意匠を表す図以外の削除をする補正を行った場合、当該分割又は補正により拒絶理由は解消されたものと判断する（ただし、分割したそれぞれの意匠同士が類似するものであった場合は、第９条第２項等の拒絶理由が通知されることが考えられる）。

また、一意匠として認められない画像のうち、必要図に示された画像を含む意匠の理解を助けるために用いることのできる図については、参考図とすることが認められる。

※新法施行後の出願については、従来の画像を含む意匠についても同様に取り扱う。

74.7.1.5.1　形態的な関連性がない場合

変化の前後で、レイアウトが大きく異なる場合等、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

74.7.1.5.2　新たな操作用図形等が表れ、変化の前後で操作の内容が異なる場合

例えば、操作用図形等をスクロールさせることで、一部の操作用図形等が消失し、一部の操作用図形等が新たに加わる場合や、あるメニューを選択することでサブメニューが表示される場合のように、画像の変化に伴い新たな操作用図形等が表れる（又は消失する）場合は、変化前の画像により物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作と、変化後の画像により物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作は異なるものであるので、一意匠とは認められない。

①複数の画像が一意匠として認められるもの

［複数の画像が一意匠として認められる例１］

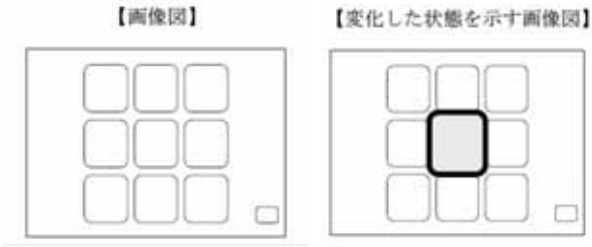

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】入退室管理器

【意匠の説明】（略）変化後した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。９個のアイコンのいずれを指定しても、同様に形状が変化する。

［複数の画像が一意匠として認められる例２］

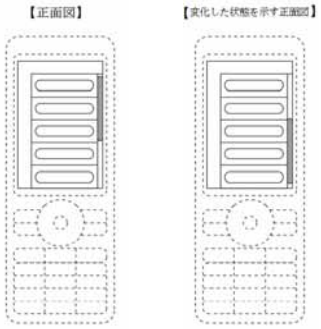

スクロールに伴う図形等の増減がなく、レイアウトも同様のため、形態的関連性が認められる。
また、スクロールにより住所録の個別情報が変化するものの、操作の内容は一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通話機能を発揮できるようにするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。

【意匠の説明】（略）実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

［複数の画像が一意匠として認められる例３］

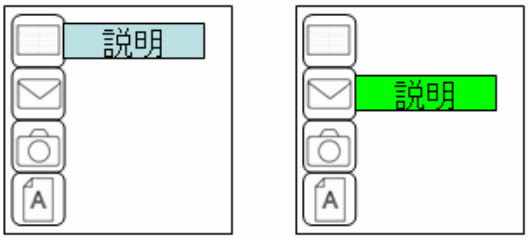

【正面部分拡大図】　【変化後を示す正面部分拡大図】

指定アイコンにあわせ説明の位置が移動するものの、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
また、画面全体の操作の内容が一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機のメール機能、通話機能及びカメラ機能のいずれを起動するかの選択するために用いる。
【意匠の説明】（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

［複数の画像が一意匠として認められる例４］

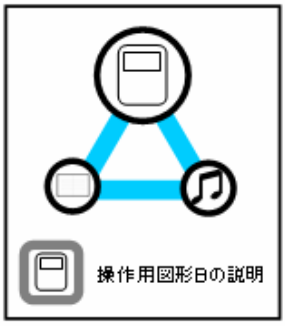

アイコンの指定にあわせアイコンの位置が変わり、下方の説明が変化するものの、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
また、画面全体の操作の内容が一致するため、二つの画像が一意匠として認められる。

【正面部分拡大図】　【変化後を示す正面部分拡大図】　**※その他の必要な図等は省略。**

【意匠に係る物品】音楽再生機能つき携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機の音楽再生機能、電子計算機能及びスケジュール管理機能のいずれを起動するかの選択のために用いる。
【意匠の説明】（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

②複数の画像が一意匠として認められないもの

［形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例１］

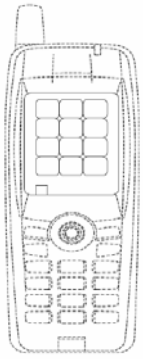

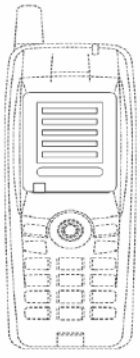

【正面図】　【変化後を示す正面図】　**※その他の必要な図等は省略。**

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表わされた画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。
【意匠の説明】（略）正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

※変化後を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

［形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例２］

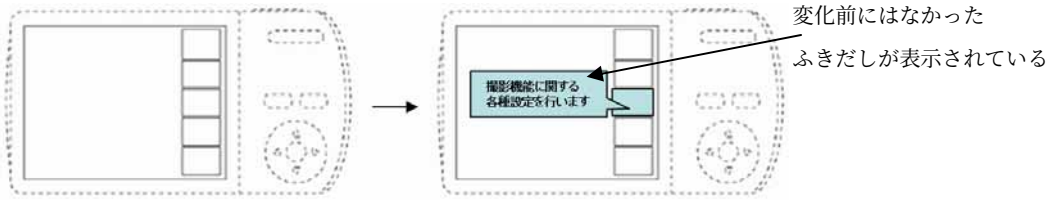

【正面図】　　【変化後の状態を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯情報端末
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通信機能、音楽再生機能、撮影機能、動画表示機能又は機器の時刻等から設定項目を選択する操作に用いる。
【意匠の説明】（略）変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

※変化後の状態を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

［形態的な関連性がなく、変化に伴い新たな操作用図形等が表れるため、複数の画像が一意匠として認められない例３（複数の順次切り替わる画像が表わされた場合）］

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠の説明】（略）メール機能を操作する際に表示される画像を示す。

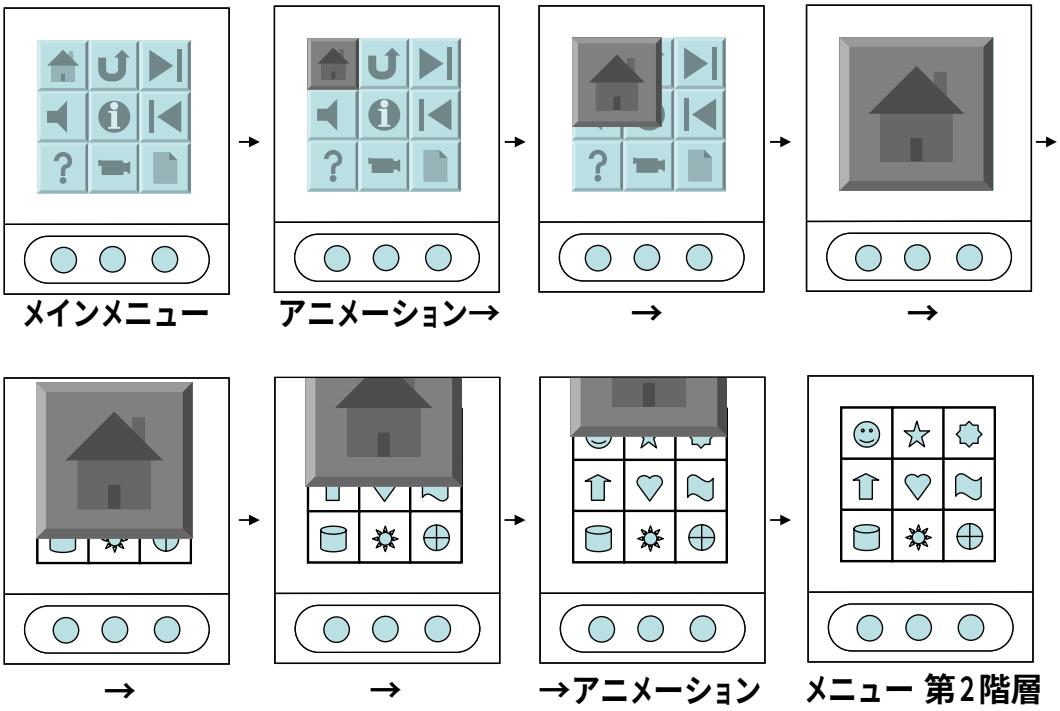

※この場合、複数の画像からなる一つの動画として認定するのではなく、それぞれの画像毎に、一つの画像を含む意匠と認定する。

［変化に伴い新たな操作用図形等が表れるため、複数の画像が一意匠として認められない例４］

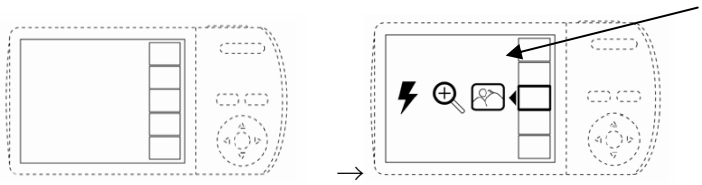

【正面図】　　【変化後の状態を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯情報端末
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、本物品の有するいずれの機能を起動させるかについて選択する際に用いる。
【意匠の説明】（略）変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を選択すると、更に詳細なサブメニューが表示される。

※変化後の状態を示す正面図が参考図とされた場合は、削除を要さない。

74.8　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第６部「先願」及び第７部「個別の意匠登録出願」第３章「関連意匠」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定」を参照されたい。

74.10　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11　意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第９部「特殊な意匠登録出願」第１章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.11.「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12　特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第９部「特殊な意匠登録出願」第２章「出願の変更」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。